一般社団法人　宮崎県介護福祉士会　理事選出内規

第１条（立候補）

理事は立候補制とし、任期毎に立候補届及び推薦書を提出することとする。

第２条（選出方法）

候補者名簿を社員総会に提出し、決議をもって選出する。

第３条（要件）

第１項

理事の立候補にあたっては、以下のいずれかの要件を満たすものとする。

①過去２年以内、介護福祉士会の主催する研修で講師・ファシリテーター・コーディネーター・発表者等を務め、研修の開催に貢献した者

②過去２年以内、介護福祉士会が主催する研修でスタッフとして活動し、研修の開催に貢献した者

第２項

理事の立候補にあたっては、以下の要件を全て満たすものとする。

①介護福祉士会で代議員経験がある者

②介護福祉士会の有志会に賛同する者

③介護福祉士会への入会を職場や介護福祉士有資格者へ向けて行う者

④介護福祉士会の会員期間が、５年以上であり会の研修等に積極的に関わってきた者

⑤全国大会や九州ブロック大会、県の研修大会の動員呼びかけに積極的に応じる者

⑥現任理事２名以上の推薦を得ている者

第４条

理事として就任後、以下の点を努力義務として掲げる。

①同職種連携、他職種連携を推進し、積極的に情報発信を行うこと。

②地域包括ケアの観点を持ち、介護福祉士として地域の福祉に目を向けること。

③代議員に情報発信を行い、積極的に研修等への参加の呼びかけを行うこと。

④後進の育成（次の理事・次の代議員）に積極的に取り組むこと。

⑤専門部会の活動などに積極的に参加、助言等すること。

⑥日本介護福祉士会倫理綱領を遵守すること。